

## 第1部

- 1 会議の日時 令和3年11月18日(木) 午後3時00分から午後3時20分まで
- 2 会議の場所 千葉県庁中庁舎1階 審査情報課委員会室(WEB会議)
- 3 出席者の氏名

- (1) 委員

小賀野晶一 会長、小倉久子 委員、末吉永久 委員、鈴木勝 委員、田中大介 委員、馬場崎雅子 委員、濱詰大介 委員(五十音順)

- (2) 事務局

田中正直 審査情報課長、帆刈理恵 審査情報課副課長、情報公開班職員

- 4 会議に付した議題

- (1) 千葉県情報公開推進会議の令和2年度活動実績等について(報告)
- (2) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

- 5 議事の概要

議事に入る前に、会議録署名人として、馬場崎委員を指名した。

- (1) 千葉県情報公開推進会議の令和2年度活動実績について(報告)

事務局から、千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)の令和2年度活動実績等について、次のとおり報告があった。

ア 公開の会議の開催状況では、令和2年11月5日に第1回の会議が開かれ、千葉県情報公開推進会議の令和元年度の活動実績及び情報提供の状況について説明があり、質疑があった。

非公開の会議の開催状況では、令和元年度に提出された苦情21件(申出実人数1名)を審議し、実施機関に是正を求めた事案は13件であった。

イ 苦情の検討結果については、13件の是正等の意見があり、主に手続の遅延に対する苦情であった。

- (2) 開示請求等運用状況について

令和2年度の請求状況は請求件数1,197件であった。

なお、請求件数と決定件数との差は、請求件数が開示請求者から申請のあった開示請求書の件数であるのに対して、決定件数が行政文書開示請求に対して決定された文書の件数であるために、1件の行政文書開示請求に対し、複数の決定が行われる場合や決定をする所属が複数になる場合等から、請求件数と決定件数とは、必ずしも一致しないために生じるものである。

実施機関別の決定件数については、資料1-2の表(2)のとおりであった。

請求の処理状況については、令和2年度の請求に対する「開示」の割合は32.9%、

「部分開示」の割合は63.5%となっており、その合計は96.4%となっている。決定件数の各県比較については、資料1-2の表(4)のとおりであった。

不服申立ての状況については、令和2年度の不服申立ての件数は34件となっており、その処理状況については、令和2年度の裁決・決定等は12件であった。

### (3) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書(2件)について

事務局から、情報公開制度の運営の改善に関する意見書(以下「意見書」という。)について、次のとおり報告があった。

ア 意見書1について(令和2年度第1回千葉県情報公開推進会議において検討された意見について引き続き報告した。)

対象文書をCD-RやDVD-Rで交付する場合にパスワードをかけることは、パスワードを紛失するおそれがあったり、PCにダウンロードしてからでないと利用できないものがあったりするため、開示請求者の希望によるべきであるとの意見である。

(状況等の説明)

以前は個人情報保護の観点から、必要なデータを持ち出す場合には、ファイル持ち出し申請システム上全てパスワードを設定しなければならないことになっており、電磁的記録をCD-R及びDVD-Rに複写し交付する場合でもパスワードを設定しなければならないこととなっていた。

一方で、令和3年1月以降、職員が在宅勤務することに対応するため、一時的にファイル持ち出し申請システムによる制限を解除しており、パスワードを設定せずに交付することが可能となっている。現在、申出があれば、パスワードを設定せずに交付することが可能となっている。

今後も、システム上可能であれば、パスワードを設定せず交付する方向で対応したいと考えている。

イ 意見書2について

千葉県情報公開条例第27条の2又は千葉県議会情報公開条例第28条の2の規定による情報公開制度の運営の改善に関する意見についても、苦情の申出と同様に、その提出者本人に個別に回答するか、または、議事録の公表に係る標準的処理期間を1週間程度に設定して公にすべきであり、提出者本人が推進会議の開催後に問い合わせたときには、具体的な判断の内容を回答すべきであるとの意見である。

(状況等の説明)

会議録の公表までの期間については、推進会議の事務局の担当者が会議録案を作成してから事務局内で慎重を期して内容の確認を行った上で、各委員に会議録案の内容を確認してもらい、署名人の了承を得て、公表のための決裁手続の過程を経る必要がある。過去の事例を見ると、所要の期間として、平成29年度第1回が2か月半、平成30年度第2回が4か月強、令和元年度第1回が2か月、令和元年度第2回が4

か月半、令和2年度第1回が8カ月をそれぞれ要している状況である。

また、会議録の標準的な処理期間に関しては、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領（以下「要領」という。）では定められていない。

会議録の作成に関しては申請に対する処分ではないことから、行政手続条例等で定める標準処理期間を設定する義務が生じるものではない。

なお、意見検討の結果の公表については、要領第4条第3項において会議録をもって公表する旨定められていることを踏まえ、今後は、可能な限り早期に公表するよう努めたい。

#### ウ 検討

小賀野会長 委員の先生方から何かお気づきの点とか御質問とかございますでしょうか。1は面白いですね。アメリカの例まで調べられて、特に問題がないという御意見になっていますね。

特になければ次の方に進めたいと思いますけれども。

末吉委員 意見2の方ですが、できるだけ早くしたいと考えているというようなお話だったかなと思いますけれども、どのくらいをめどに考えていらっしゃるのかなということが気になったので。

小賀野会長 なるほど。これは例えばペースによって結構違ってくると思うので、一概にどれくらいということは言いづらいと思うんですけども、事務局はどのようにお考えでしょうか。

事務局 今おっしゃっていただいたように内容によって多少差は出ることはあると思うんですけども、先程御説明した内容ですと、短くて2か月であったり、あるいは4か月かかっているものが多いということですので、そのような範囲の中で可能な限り短い期間の中で公表していきたいと考えております。

末吉委員 録音の反訳とかもあって難しいのかなと思うんですけども、やっぱり公表に4か月かかることは現代の常識からするとかなり時間がかかっているなというイメージはあるんですけども。そこはもう少しどうにかできないんですかね。

事務局 4か月はちょっと長いという御意見もありましたので、それよりは早い段階で出せるように努めていきたいと考えております。

末吉委員 実際のところ何にそんなに時間がかかっているんですか。やっぱり録音反訳ですか。

事務局 そうですね、結構会議によっても内容の分量とかが異なりまして、あとは確認についても、正確な会議録を作成するという点では、慎重に確認するというのも必要でございますので、そこで時間を要しているということと、あとは他の業務との関係も多少は出てくると思います。

ますけれども、そういった部分で時間がかかってしまっている部分も  
ございます。

小賀野会長 末吉委員いかがでしょうか。

末吉委員 正直、2か月でも結構かかるんだなというイメージがあるんですけれども。録音反訳に関しては、ソフトなども、アプリでできたりとか、そういったところもありますし、業者さんに頼んでもそれほどかかるものではないのかなと思うので。自分たちで反訳しようとするとかかなりの負担になると思うので、そこは工夫された方が良いのかなと思います。

事務局 ありがとうございます。

小賀野会長 ありがとうございます。そうしたら事務局にはこれまでも精一杯頑張っていたと思っていますけれども、なお何か迅速にできる点を考えていただいて。ただ、具体的に何か月以内というところは事案によりますので言えないと思いますし、2か月、4か月が他の例から見て著しく遅れているという訳でも必ずしもないので。ただ、末吉委員のおっしゃりたいこともよく分かりますので、その趣旨を事務局として受け止めていただいて、さらなる迅速化に努めていただくということでしょうか。

事務局 承知いたしました。

小倉委員 私も議事録が2か月というのも遅いのではないかなと思うんですが。今までの経験ですと、そんなに何十ページもの議事録ではないと思いますので。時間がかかるようでしたら、議事録をもって公表するところを、該当する部分だけ回答を早くするというようなことが御検討いただけると良いのかなと思ったんですが。

事務局 推進会議では公開で行っている部分と非公開で行っている部分がございます。会議録で公表されるのはその公開で行っている部分になりますので、今、小倉先生からいただいた御意見のとおり、公開で行われている部分の会議録に関しては早めに先に公表していくということも検討したいと考えております。

小倉委員 ありがとうございます。

小賀野会長 ありがとうございます。ではそのように末吉委員と小倉委員の御趣旨を事務局の方で踏まえていただいて、さらなる迅速化に努めていただくということでしょうか。

事務局 その点につきましては委員の御意見を踏まえまして改善に努め、また工夫していきたいと考えております。

小賀野会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは以上で第1部における議題が終了いたしました。意見検討の結果については、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領4条3項により会議録で公表されることになっております。

それでは先程申し上げました傍聴人の方はおられますでしょうか。

事務局 はい、おります。

小賀野会長 傍聴人の方はもし御発言を御希望されるようでしたら挙手をお願いいたします。

事務局 今回は御発言については結構であるとのことでした。

小賀野会長 そうですか。ありがとうございました。

それでは第1部はこれで終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。